

回 答 書

令和3(2021)年8月12日

入札参加者 各位

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

工事番号	1	2	1	0	8	1							
工事等の名称	黒磯図書館解体工事												
No.	図面番号／工事科目	質 疑 事 項	回 答										
	A03	<p>5-3PCBを含む機器類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A03ではPCB使用変圧器は引渡しを要する機器類に実施設計書P42では運搬処分ですがどちらが正しいのでしょうか。また、処分の場合PCB濃度、数量をご指示ください。 	<p>実施設計書を正とし、A03を差替える。</p> <p>なお、PCB濃度は、いずれも低濃度(0.7mg/kg程度)であり、数量は、実施設計書記載のとおりとする。</p>										
	M-01	<p>屋外消火栓について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M-01では屋外消火栓は存置に実施設計書P17では撤去ですがどちらが正しいのでしょうか。また、撤去の場合、撤去範囲をご指示ください。 	<p>実施設計書を正とし、M-01を差替え、消火栓を含む配管全てを対象とする。</p>										

2章 仮設工事

2-1 騒音・粉塵等の対策 (2.2.1) 騒音粉塵等の対策 ●防音パネル ●防音シート ●メッシュ金網養生シート 設置範囲及び高さ ●図示
2-2 散水養生 1. プレーカー、穿孔機、破砕機、圧破機等による粉塵発生部に常時散水を行う。 2. 解体共仕3.1.2(c)による転倒解体を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。
2-3 監理事務所 (2.4.1) ●設けない ●設ける 監理事務所の規模 ・10㎡程度 ・20㎡程度 ・35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度 ・備品等()
2-4 工事用水 構内既存の施設 ●利用できない ●利用できる (・有償 ・無償)
2-5 工事用電力 構内既存の施設 ●利用できない ●利用できる (・有償 ・無償)

3章 解体施工

3-1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1) 汚染、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ●行う ●行わない												
3-2 杭の解体 (3.9.2) 行う ●行わない 杭の解体工法 ・引き抜き工法 引抜いた杭の処理(●図示 ●) ・破砕による工法												
3-3 樹木等 (3.10.1) 樹木の伐採伐根及び移植 ●行う(●図示) ●行わない												
3-4 地下埋設物・埋設配管等 (3.11.1) 地下埋設物及び埋設配管の解体 ●行う(●図示) ●行わない												
3-5 設備機器等 解体事前処理(油類タンク) ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流出させないように注意する。 ・燃料槽等は、洗浄のうえ中和処理を行う。 廃油の処理方法 ・焼却 ・中間処理 解体事前処理(冷媒) ・冷媒を屋外機にポンプダウンした搬去を行う機器は下記による。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> ・冷媒を回収した後搬去を行う機器は下記による。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	図面番号	記号					図面番号	記号				
図面番号	記号											
図面番号	記号											
3-6 屋外設備等 電柱の撤去 ●行う(●図示) ●行わない 外灯の撤去 ●行う(●図示) ●行わない												

3-7 解体後の整地 (3.12.1) 解体後の埋戻し及び盛土 ●行う 整地高さ ●現状GL ●図示 埋戻し及び盛土の材料 ●現場発生土 ●他現場の建設発生土中の良質土 ●山砂の類 ●再生コンクリート砕石 ※埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること ●行わない 表層の砂利敷き ●行う ●行わない
--

4章 建設廃棄物処理

4-1 一般事項 建設副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号以下「廃棄物処理法」という。)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号以下「資源有効利用促進法」という。)、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号以下「建設リサイクル法」という。)、建設副産物適正処理推進条例)その他関係法令によるほか、構外に搬出し適切に処理する。																
4-2 再資源化等 (4.4.1) 再資源化する建設廃棄物の種類 ●コンクリート ●コンクリート及び載り材となる建設資材 ●(PC板、コンクリート平板、コンクリート二次製品) ●木材(給油) ●アスファルトコンクリート ●金属類 ・小形二次電池 ・蛍光灯、HIDランプ ・硬質ポリ塩化ビニル管・継手 ガラス																
4-3 現場利用する再資源化された建設廃棄物 (4.4.1) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・現場再生クラッシュアラン</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	名称	仕様	数量	備考	・現場再生クラッシュアラン											
名称	仕様	数量	備考													
・現場再生クラッシュアラン																

4-4 廃棄物広域認定制度の活用 (4.4.2) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	種類	所在地																										
種類	所在地																											
4-5 最終処分する建設廃棄物 (4.4.4) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	名称	仕様	数量	備考																								
名称	仕様	数量	備考																									
4-6 処理に注意を要する建設副産物 (4.4.4) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ひ素、カドニウム含有石こうボード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・石綿含有石こうボード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・上記以外の石こうボード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・CCA処理木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	名称	仕様	数量	備考	・ひ素、カドニウム含有石こうボード				・石綿含有石こうボード				・上記以外の石こうボード				・CCA処理木材											
名称	仕様	数量	備考																									
・ひ素、カドニウム含有石こうボード																												
・石綿含有石こうボード																												
・上記以外の石こうボード																												
・CCA処理木材																												

石こうボードの搬去にあたっては、下記に事項について施工前調査を行う。
 調査結果は、図面及び写真に記録し、監督職員に提出する。
 (1)石こうボードの使用部位の確認
 (2)石こうボードの種類、製造会社名、厚さ等の確認、記録
 (3)石こうボードの使用数量の確認
 (4)施工前图等の確認
 処分を委託する際には、マニフェストの備考欄に石こうボードの有無、製造会社名等を記載すること。

5章 特別管理型産業廃棄物処理

5-1 施工調査 (5.1.2) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>分析調査を行う特別管理型産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位等</th> <th>採取する数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>・図示 ・ ・図示 ・ ・図示 ・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	分析調査を行う特別管理型産業廃棄物の種類	採取する部位等	採取する数量	備考		・図示 ・ ・図示 ・ ・図示 ・						
分析調査を行う特別管理型産業廃棄物の種類	採取する部位等	採取する数量	備考									
	・図示 ・ ・図示 ・ ・図示 ・											
・PCB含有シーリング分析調査 (5.4.4) ・第一次判定 ・現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 ・第二次判定 ・専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 (5.4.3) ・絶縁油のPCB含有量の分析は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検計方法(平成4年7月30日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの分析方法規定(電気技術規定JEA87201-1991)」により行う。 ・焼却炉のダイオキシン類汚染物質の調査は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付け基発第401号)」により行う。												

5-2 特別管理型産業廃棄物の処理 (5.4.1~7) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>特別管理型産業廃棄物の種類</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>●磁石等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCBを含む機器類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃油</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃酸/廃アルカリ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ダイオキシン類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	特別管理型産業廃棄物の種類	仕様	数量	備考	●磁石等				・PCBを含む機器類				・PCB含有シーリング材				・廃油				・廃酸/廃アルカリ				・ダイオキシン類							
特別管理型産業廃棄物の種類	仕様	数量	備考																													
●磁石等																																
・PCBを含む機器類																																
・PCB含有シーリング材																																
・廃油																																
・廃酸/廃アルカリ																																
・ダイオキシン類																																

5-3 PCBを含む機器類 (5.4.3)
 引き渡しを要する機器類 (5.4.3)
 ※PCB使用の疑いがある電気設備機器類については、施工前に調査を行い、結果を文書にて報告すること。なお、安定器におけるPCB使用の識別は、安定器自体に記載された製造番号を各製造メーカーに照会することとし、確実に区分すること。
 微量PCB分析調査
 ・行う ●行わない

5-4 PCB含有シーリング材 (5.4.4)
 除去方法
 ・「標準施工要領書(日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会)」による。
 除去範囲
 ●図示

5-5 ダイオキシン類 (5.4.7)
 廃棄物の焼却施設の解体
 解体方法
 ・解体作業第一管理区域
 ・解体作業第二管理区域
 ・解体作業第三管理区域
 処分方法
 ・

6章 アスベスト含有材の除去及び処理

6-1 アスベスト含有分析調査済み箇所 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>調査済み箇所(材料名)</th> <th colspan="2">含有の有無</th> </tr> <tr> <td>別紙</td> <td>・なし</td> <td>・あり(含有物質名:)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・なし</td> <td>・あり(含有物質名:)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・なし</td> <td>・あり(含有物質名:)</td> </tr> </table>	調査済み箇所(材料名)	含有の有無		別紙	・なし	・あり(含有物質名:)		・なし	・あり(含有物質名:)		・なし	・あり(含有物質名:)
調査済み箇所(材料名)	含有の有無											
別紙	・なし	・あり(含有物質名:)										
	・なし	・あり(含有物質名:)										
	・なし	・あり(含有物質名:)										

6-2 アスベスト含有分析調査 (6.1.2) 行う(下表による) ●行わない <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>調査箇所(材料名)</th> <th>調査方法(1材料あたりの採取箇所数)</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)</td> </tr> </table> 処理方法 ・分析によるアスベスト含有建材の調査 分析方法 ●JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析結果については、監督職員に提出すること。	調査箇所(材料名)	調査方法(1材料あたりの採取箇所数)		●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)		●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)		●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)		●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)		●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)
調査箇所(材料名)	調査方法(1材料あたりの採取箇所数)											
	●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)											
	●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)											
	●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)											
	●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)											
	●定性分析(●3・) ・定量分析(・3・)											

6-3 アスベスト粉じん濃度測定 (6.1.3) アスベスト粉じん濃度測定 ●行う(測定名称及び測定点は下表による) 測定箇所 ●図示 ●下表による <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・測定1</td> <td rowspan="3">処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>各点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定2</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>計点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定4</td> <td rowspan="2">処理作業中</td> <td>セキュリティゾーン入口</td> <td>各点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>・測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排出口(処理作業室外の場合)</td> <td>各点</td> <td>除じん装置の性能確認</td> </tr> <tr> <td>・測定6</td> <td rowspan="3">処理作業後</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>計点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定8</td> <td>隔離シート撤去前</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>計点</td> <td></td> </tr> </table> アスベスト粉じん濃度測定方法 アスベスト粉じん濃度測定方法「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th></th> <th>測定3</th> <th>測定1,2,4,6,7,8</th> <th>測定5</th> </tr> <tr> <td>計測機器</td> <td colspan="3">位相差顕微鏡</td> </tr> <tr> <td>ノズル径(φ)の直径</td> <td>25 mm</td> <td>47 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1 l/min</td> <td>5 l/min</td> <td>10 l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>240 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="3">アセトニートリアセチレン法又はシュウ酸エチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td colspan="3">総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td colspan="3">直径3µm未満、長さ5µm以上、長さ×直径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </table> 報告書の作成(記載する項目) ア.測定結果 イ.測定時間 ウ.測定位置(測定高さとともに図面に記載する) エ.サンプリング条件(メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量) オ.マウンティング方法 カ.顕微鏡視野面積、計数視野数 キ.測定時(各測定箇所ごと)天候、温度、湿度、外気の風速及び風向	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	・測定1	処理作業前	処理作業室内	各点		・測定2	施工区画周辺又は敷地境界	計点		・測定3	処理作業室内	各点		・測定4	処理作業中	セキュリティゾーン入口	各点	空気の流れを確認	・測定5	負圧・除じん装置の排出口(処理作業室外の場合)	各点	除じん装置の性能確認	・測定6	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	計点		・測定7	処理作業室内	各点		・測定8	隔離シート撤去前	施工区画周辺又は敷地境界	計点			測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5	計測機器	位相差顕微鏡			ノズル径(φ)の直径	25 mm	47 mm		試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min	試料の透明化	アセトニートリアセチレン法又はシュウ酸エチル法			計数条件	総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野			計数アスベスト	直径3µm未満、長さ5µm以上、長さ×直径比3:1以上			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l
測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																																																									
・測定1	処理作業前	処理作業室内	各点																																																																										
・測定2		施工区画周辺又は敷地境界	計点																																																																										
・測定3		処理作業室内	各点																																																																										
・測定4	処理作業中	セキュリティゾーン入口	各点	空気の流れを確認																																																																									
・測定5		負圧・除じん装置の排出口(処理作業室外の場合)	各点	除じん装置の性能確認																																																																									
・測定6	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	計点																																																																										
・測定7		処理作業室内	各点																																																																										
・測定8		隔離シート撤去前	施工区画周辺又は敷地境界	計点																																																																									
	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5																																																																										
計測機器	位相差顕微鏡																																																																												
ノズル径(φ)の直径	25 mm	47 mm																																																																											
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min																																																																										
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min																																																																										
試料の透明化	アセトニートリアセチレン法又はシュウ酸エチル法																																																																												
計数条件	総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野																																																																												
計数アスベスト	直径3µm未満、長さ5µm以上、長さ×直径比3:1以上																																																																												
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																																																										

9-4 アスベスト含有材の処理 (6.3.2) ・アスベスト含有吹き付け材の除去 除去範囲 ●図示 除去工法 9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様による。 処理方法 ●密封処理(二重袋梱包) ●湿潤化 ●セメント固化 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。 除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) ・アスベスト含有保温材の除去 (6.4.2~4) 除去工法 ・9.1.4による(原形のまま、手ばらしが可能な場合) 除去範囲 ●図示 処理方法 ●密封処理(二重袋梱包) ●湿潤化 ●セメント固化 除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) ●アスベスト含有成型板の除去 除去範囲 ●図示 除去したアスベスト含有成型板の処分 ・アスベスト含有石こうボード ●埋立処分(管理型最終処分場) ●アスベスト含有石こうボードを除くアスベスト含有成型板 ・埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

9-5 アスベスト含有建築用仕上塗材の除去 アスベスト含有建築用仕上塗材の除去は、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人 建築研究所)」(以下「指針」という。)によるものとする。 指針による工法区分 ・Ⅰ() ・Ⅱ() ・Ⅲ() 除去範囲 ●

7章 特殊な建設副産物の処理

7-1 施工調査 (7.1.2) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>分析調査を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>採取する部位等</th> <th>採取する数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>・図示 ・ ・図示 ・ ・図示 ・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位等	採取する数量	備考		・図示 ・ ・図示 ・ ・図示 ・						
分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位等	採取する数量	備考									
	・図示 ・ ・図示 ・ ・図示 ・											

7-2 回収及び処分 (7.3.1~7.3.7) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>対象機器名称</th> </tr> <tr> <td>・フロン(冷媒)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建材用断熱材フロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ハロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・イオン式感知器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・六フッ化硫黄(SF6)ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PFO5(4-フルオロペンタフルオレン-2,3,4,5-テトラフルオロペンタフルオレン)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・特定化学物質等()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他の特殊な建設副産物()</td> <td></td> </tr> </table>	回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	対象機器名称	・フロン(冷媒)		・建材用断熱材フロン		・ハロン		・イオン式感知器		・六フッ化硫黄(SF6)ガス		・PFO5(4-フルオロペンタフルオレン-2,3,4,5-テトラフルオロペンタフルオレン)		・特定化学物質等()		・その他の特殊な建設副産物()	
回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	対象機器名称																	
・フロン(冷媒)																		
・建材用断熱材フロン																		
・ハロン																		
・イオン式感知器																		
・六フッ化硫黄(SF6)ガス																		
・PFO5(4-フルオロペンタフルオレン-2,3,4,5-テトラフルオロペンタフルオレン)																		
・特定化学物質等()																		
・その他の特殊な建設副産物()																		

回収又は処分するもの
 ・機械設備図による。

工 事 名 称	黒磯図書館解体工事	
図面名称/縮尺	解体工事特記仕様書(その2)	図面番号
設 計 年 月 日	令和2年9月	A O 3
設 計 者	1級建築士 中原淳一 大臣登録第268479号	
発 注 者	那 須 塩 原 市	

